

基本政策2 安全安心な暮らしが支える笑顔で健康に「いきる」まちづくり

政策の分野4 健康・医療

個別政策7 健康づくりの推進

現況と課題

本市の健康寿命^{※1}(平成28年)は、宮城県内28市町村(人口1万2千人未満の市町村を除く)中、男性が78.69年で25位、女性が84.07年で15位であり、県平均と比べ、男性0.93年、女性0.13年の差があります。全国を100として指標化した市町村別標準化死亡比で比較すると、脳血管疾患で死亡する人が男性125.6、女性115.8と高い値であることが挙げられます。

また、将来、生活習慣病などのリスクが高い肥満の子どもの割合が、本市においては全国と比べ約2倍であるといった健康課題があります。

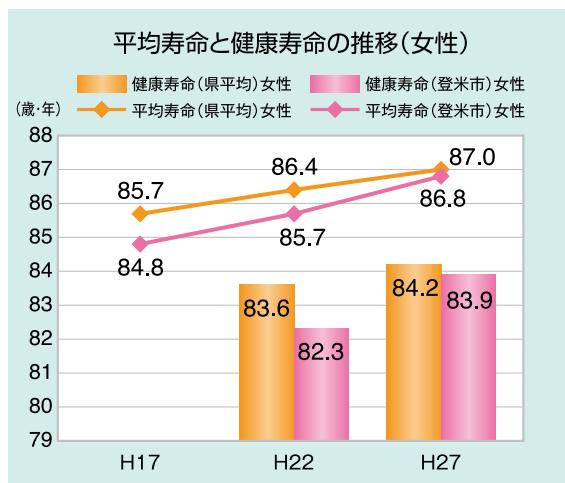
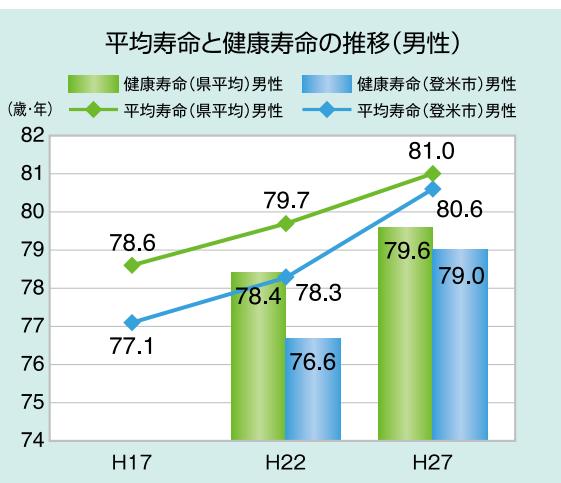
さらに、特定健康診査の受診率は、他自治体と比べ、高いものの、健診の結果、特定保健指導の実施率が低いことや、要医療者が未受診であることなど、健康診断が生活習慣病の改善に結びついていない現状にあります。

このような現状や、今後さらに進展する超高齢社会を見据え、幼児期からの生活習慣病予防対策を進めるとともに、若年層の健康意識の高揚を図り、生涯にわたり自主的に健康づくりに取り組める環境を整えるなど、超高齢社会の中にあっても健康を維持し、お互いに支えあえる環境づくりが求められています。

今後の方向性

生活習慣や社会環境の改善を通じて、平均寿命だけではなく健康寿命の延伸を目指すとともに、市民一人一人が生きがいを持ちライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できるように、母と子の健康づくりをはじめ、各種健康診断、子どもの肥満や脳血管疾患などの生活習慣病予防対策、感染症予防対策を中心とした地域に根ざした健康づくりに取り組みます。

また、可能な限り住み慣れた地域で最後まで自分らしい暮らしを続けられることを目指し、予防から医療・介護・福祉を一体的に提供する地域包括ケア体制の推進を図ります。



資料:各年平均寿命=厚生労働省市区町村生命表(各年)

各年健康寿命=宮城県保健福祉部「データからみたみやぎの健康平成30年度版」

※1【健康寿命】:厚生労働科学研究班による「健康寿命の算定プログラム」を用いて宮城県健康推進課で算出している。

施策 11 健康づくりの推進



- ①健康づくりを進めるために、市民一人一人がライフステージに応じた目標を定めるとともに、0次予防^{※1}の取組を推進します。
- ②高齢になっても生涯現役でその能力を活かし社会参加できるように、各種健診や健康教育等を実施し、子どもの肥満や脳血管疾患などの生活習慣病予防や介護予防に取り組みます。
- ③母と子の健康づくりを進めるため、妊産婦・乳幼児の健康診査や母の心の健康づくり等を充実するとともに、子育て支援センターと連携し、育児支援の充実を図ります。
- ④感染症等の発生や蔓延及び重症化を防止するため、正しい知識や情報の普及・提供を図るとともに、予防接種を推進し、接種率の向上を図ります。
- ⑤市民に重大な被害を及ぼす新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等の流行に備えるため、感染症の拡大防止体制の強化に努めます。
- ⑥心の健康づくりを推進するため、ストレスや引きこもり等の悩みを抱えている当事者等に対する相談体制の充実を図るとともに、互いに支えあえる地域づくりを目指します。

施策 12 地域包括ケア体制の充実・強化



- ①市民が可能な限り、住み慣れた地域で生活を送れるように、医療・介護・福祉の関係機関が相互に連携し、必要とされる医療及び介護等のサービス提供につなげていくことで、地域包括ケア体制の充実を図ります。

【関連条例・計画】

- 元気とめ食育21計画
- 登米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 登米市自殺予防対策行動計画
- 登米市新型インフルエンザ等対策行動計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (R元年度)	目標 R7年度
市町村健康寿命	健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間で、要介護2以上の認定者を除いたもの	年	男性78.7 (H28年)※	79.1 (R7年)
			女性84.1 (H28年)※	84.7 (R7年)

※厚生労働科学研究班による「健康寿命の算定プログラム」を用いて宮城県健康推進課で算出している。



健康づくりのため、各地域で実施されている健康教室

※1【0次予防】：個人の努力だけではできない生活・社会・自然などの環境を活用した予防の考え方。

個別政策8 地域医療・救急体制の充実

現況と課題

本市では、登米市民病院を中心に市内の各病院・診療所との連携・機能分担を図り、市民が健康的な生活を送ることができるよう、安心で良質な医療の提供に努めてきましたが、常勤医師及び看護師等の医療スタッフが減少していることから、現在の3病院4診療所の医療提供体制を維持するには困難なため、常勤医師を含めた医療スタッフの確保対策と医療提供体制の見直しなどが必要となっています。

施設面においては、登米市民病院では本館と南館に段差があることや、電気設備・給食施設・電算室などの病院機能を維持するための重要施設が地下階にあることなどが、防災面・機能面の課題となっています。

また、救急体制として、高規格救急自動車^{*1}の配備や救急救命士の養成を行い、救急要請時の迅速かつ効率的な現場対応が可能となっています。

少子高齢化や医療の高度化・専門化、保健・医療・福祉に対する市民のニーズが多様化する中で、市民一人一人が地域で安心して生活できるようにするために、質の高い医療機能及び救急体制の整備・充実が求められています。

今後の方向性

市民がどこに住んでいても必要な医療・保健サービスが受けられるように、保健・医療・福祉が連携し、地域医療体制、救急医療体制の充実・強化に取り組みます。

高次医療機関や地域医療機関等とのより緊密な連携・協力体制を強化しながら、病院・診療所の再編・ネットワーク化に取り組むとともに、病院事業の経営改善に向けた取組を進め、医療環境の変化に速やかに対応できる望ましい経営形態のあり方について検証します。

また、登米市民病院が基幹型臨床研修病院の指定を受け、初期研修医の受け入れや、県・大学等関係機関と連携を強化し、医師の確保対策に取り組みます。

施設面については、防災や機能上の課題を抱える登米市民病院の施設整備について検討を行います。

さらに、県や隣接市町、関係医療機関との連携強化を図り、広域的な救急搬送の円滑化に取り組むとともに、市民を対象とした各種講習会等を通じ、救急救命に関する意識の向上及び応急手当等の普及・啓発に努めます。



地域の中核的な
病院となっている
登米市民病院

^{*1}【高規格救急自動車】：救急救命士が医師の指示のもとに、より高度な救急救命処置を行うための資器材を装備した車両。

施策 13 地域医療の充実



- ①登米市民病院は一般急性期を担う病院とし、医師のみならず限られた医療スタッフで病院運営を行うことから、200床未満に病床数を減少し、米谷病院と豊里病院は回復期・慢性期医療を担う病院に病床機能を分担するとともに、診療所については、上沼診療所のみを継続しながら、中核的病院である登米市民病院を中心とした病院・診療所の再編・ネットワーク化に取り組みます。
- ②病院事業の経営改善に向けた取組を進め、PDCAサイクルによる検証をしつつ、医療環境の変化に速やかに対応できる望ましい経営形態のあり方について検証します。
- ③登米市民病院が基幹型臨床研修病院の指定を受け、初期研修医の受入れを行うとともに、県の医師確保対策としてのドクターバンク事業などの活用や、東北大学・東北医科大学など関係機関との連携を更に強化し、医師の確保を図ります。
- ④市立病院と地域医療機関との病診連携を更に強化し、医療提供体制の充実を図ります。
- ⑤産み育てることのできる環境づくりに向けて、石巻赤十字病院や大崎市民病院との連携を図りながら、産科セミオープンシステムや小児科救急外来(日曜日)の取組を継続します。

施策 14 救急体制の充実

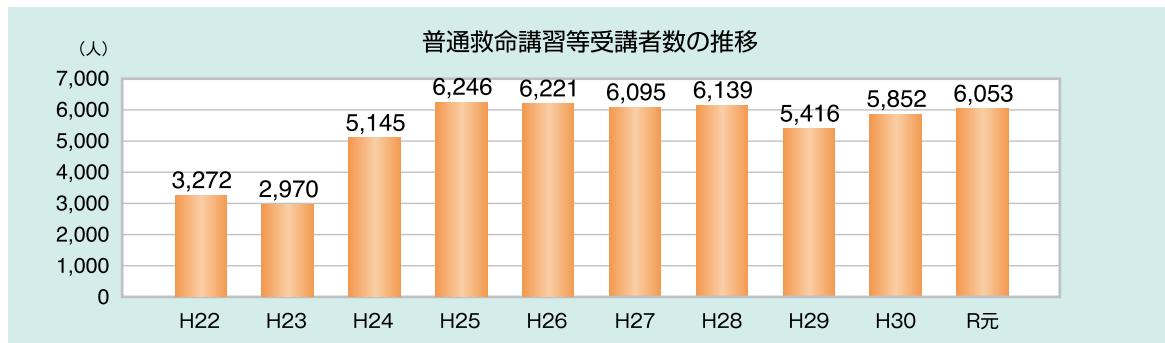


- ①適切な搬送体制の構築のため、宮城県救急搬送実施基準に基づき、医療機関との連携を強化し、傷病者の状況に応じた適切な搬送を目指します。
- ②迅速かつ効果的な現場対応を行うため、継続して救急救命士の養成及び教育訓練を実施します。
- ③救急救命に関する意識の向上や救命率の向上を図るため、普通救命講習等の応急手当普及啓発を推進し、特に救命入門コースによる小学生中高学年への普及啓発を強力に推進します。
- ④市民病院で受入れが困難な脳疾患、心疾患、小児救急などについて、石巻赤十字病院や大崎市民病院などの高次医療機関と連携を強化し、役割分担を明確にしながら救急医療提供体制の充実を図ります。
- ⑤呼吸や心臓が停止する前の傷病者に対して行う静脈路確保等、救急救命士が行う救命処置の範囲が拡大されたことから研修等の充実に努め、救命効果の向上を図るとともに、重症患者については適切な判断のもと高次医療機関への搬送を目指します。

【関連条例・計画】 ○登米市病院事業中長期計画
○登米市消防計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (R元年度)	目標
				R7年度
初期研修医の受入数	基幹型臨床研修病院の指定後に受入れする各年度の初期研修医数	人	0	6
普通救命講習等受講者数	心肺蘇生法等、応急手当の普及啓発のための講習受講者数	人	6,053	3,500



資料：登米市消防本部 警防課調べ(各年度)

政策の分野5 福祉・生活

個別政策9 社会福祉の充実

現況と課題

本市の高齢化率は、平成27年に31%に達し、今後、さらに上昇することが見込まれています。

また、核家族化や少子高齢化に伴う高齢者世帯の増加、ひとり親家庭等の増加などの社会情勢の変化に伴い、地域社会では、相互機能の低下や一体感の希薄化が懸念されています。

このため、だれもが安心して生活を送ることができる地域社会の実現に向け、福祉活動への協力や参加の推進など、地域全体で共に支え合う体制づくりが必要とされています。

また、障がい者が可能な限り住み慣れた地域において日常生活や社会生活を営み、それぞれが能力を発揮し、共生する社会が求められています。

さらに、ハンセン病療養所の所在市として、ハンセン病の元患者等が、安心して生活を営むことができるよう支援していくことが必要です。

今後の方向性

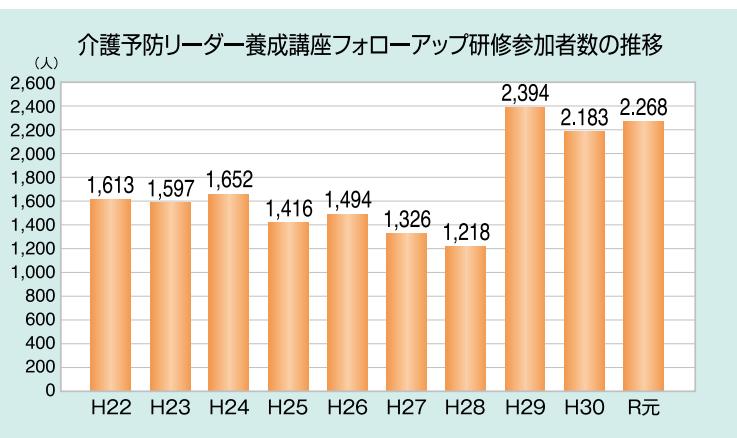
地域福祉活動において、市民一人一人が人権を相互に認め合う、差別のない人権意識の高いまちづくりに取り組みます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくように、保健・医療・福祉が連携し、健康増進活動や生きがいづくり、医療や福祉サービスの充実を図るとともに、地域全体で高齢者を支える体制づくりを支援します。

障がい者が地域社会の中で暮らしていくように、一人一人のニーズに応じた福祉サービスや生活の場の充実を図るとともに、働く機会の拡充や地域コミュニティへの参加の促進など、地域全体で障がい者を支える体制づくりを支援します。

ひとり親家庭等で問題を抱えている市民が安定した生活を送れるように、経済・精神面の支援体制づくりに取り組みます。

さらに、国立療養所東北新生園に入所中のハンセン病元患者が、地域の中で孤立することなく、穏やかに安心して暮らせるよう国と協力して支援に取り組みます。



資料:登米市市民生活部 健康推進課調べ(各年度)



地域で介護予防活動を行うための
介護予防リーダー養成講座

*1【要介護者等】:身体または精神の障害のために、入浴・排せつ・食事など日常生活での基本的な動作について、6か月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態、または、6か月にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減・悪化防止のために特に役立つ支援が、必要と見込まれる状態にある要介護状態及び要支援状態にあると認定された介護保険の被保険者。

施策 15 地域福祉の推進



- ①住み慣れた地域での安心した生活を実現するため、支援を必要とする当事者や地域住民・行政・福祉団体等が共に支え合う仕組みづくりを進めます。
- ②市民一人一人が互いに人格と個性を尊重し、思いやりを持った生活を送ることができる地域づくりを進めます。
- ③地域での共助による福祉活動の活性化のため、地域福祉コミュニティの形成を支援します。

施策 16 高齢者福祉の充実



- ①高齢者の孤立防止を図るため、生きがいづくりや社会参加を推進します。
- ②高齢者や家族介護者が安心して生活を送ることができるよう、日常生活に係る支援や住宅改修、地域交通の充実を図ります。

施策 17 障がい者(児)福祉の充実



- ①障がい者が安心して生活できる環境の整備を推進するため、地域での支援体制の充実を図ります。
- ②障がい者が自立した社会生活や社会参加を行えるよう、適切な介護支援や就労支援等の福祉サービスの提供を図ります。
- ③幼児期から切れ目のない支援を行うため、地域・教育・保健・医療・福祉の各分野が一体となり、障がい者や家族への相談体制の充実を図ります。

施策 18 介護保険事業の推進



- ①要介護者等^{※1}やその家族のニーズに即した介護サービスが利用できるよう、介護サービスの体制整備を推進します。
- ②介護保険制度に対する市民の理解を深めるため、普及啓発活動を推進します。
- ③高齢化の進展に伴う要介護者の増加を抑えるため、介護予防の充実を図ります。

施策 19 権利擁護の推進



- ①高齢者や障がい者等の人権や権利保護のため、成年後見制度^{※2}の活用や地域福祉権利擁護事業を推進します。
- ②高齢者や障がい者の虐待防止のため、当事者や養護者などに対する支援や指導の強化を図ります。
- ③ドメスティック・バイオレンス^{※3}相談の適切な活用を促すため、ドメスティック・バイオレンスの影響についての啓発・相談・関係機関の連携強化を図ります。

施策 20 母子・父子家庭福祉の充実



- ①経済支援が必要な家庭の負担軽減を図るため、児童扶養手当の支給や医療費助成を行うとともに、公営住宅への優先入居等の支援を行います。
- ②自立と安定した生活を支援するため、高等職業訓練や自立支援教育訓練を活用した資格取得を促進します。
- ③精神的負担の軽減のため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、家庭児童相談員等による相談体制や支援の充実を図ります。

[関連条例・計画] ○登米市地域福祉計画 ○登米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
○登米市障害者計画・障害福祉計画 ○登米市子ども・子育て支援事業計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (R元年度)	目標
				R7年度
要介護認定率	1号被保険者(65歳以上)に対する要介護・要支援者の割合	%	20.59	19.99
在宅生活者を対象とした 障がい者福祉サービス支給件数	自宅やグループホームに居住する障がい者の生活を支援するためのヘルパーや通所サービスの支給件数	件	1,202	1,430

※2【成年後見制度】:判断能力が十分でない方の権利を守るために、援助者を定めて法律的に支援する制度。

※3【ドメスティック・バイオレンス】:配偶者やパートナー(婚約者、恋人)などの近親者から受ける暴力のこと。

個別政策 10 生活支援の充実

現況と課題

本市の生活保護における被保護者数は、横ばいの状況にありますが、高齢者世帯や単身世帯の割合は増加傾向にあり、生活に困窮する方を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

また、生活に困窮する方が抱える様々な問題を解消するため、関係機関と連携し、支援及び幅広いケア体制の充実が必要となっています。

消費者を取り巻く環境は、経済社会の国際化や高度情報化、社会情勢の変化に伴い、消費者問題も複雑多様化かつ悪質化しており、市民の深刻な消費者被害に対応する体制の強化が求められています。

医療保険を取り巻く状況は、急速な高齢化の進行と医療技術の高度化により、運用が厳しい状況にあります。

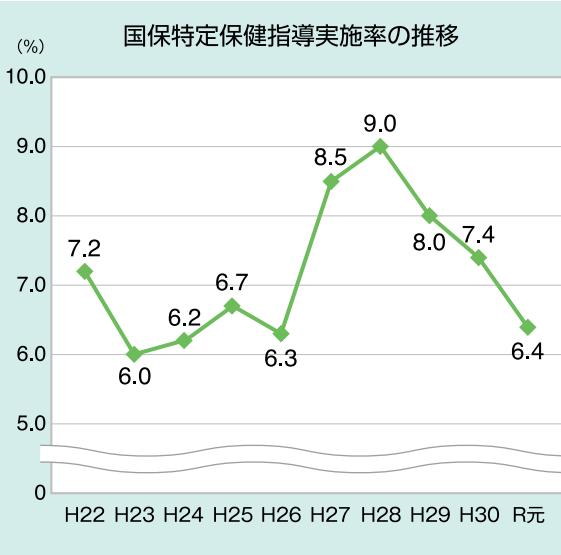
このため、医療費需要の動向等を分析しつつ、被保険者の疾病予防や健康増進等を図りながら適正に運用していく必要があります。

今後の方向性

生活に困窮する市民、家庭における問題を抱えている市民が、経済的に自立し、健康で安定した生活を送れるよう、実情に即した生活支援を行うとともに、経済・精神面の継続的な支援に取り組みます。

市民の深刻な消費者被害に対応するため、消費生活相談窓口を設置し、問題解決に向けた相談業務を実施するとともに、弁護士や司法書士と連携を図り、多重債務や振り込め詐欺などの被害の防止対策に努めます。

すべての市民が、将来にわたり健康で文化的な生活を営めるよう、医療保険制度の適正な運用を図りながら、国民年金制度の啓発と相談支援に取り組みます。



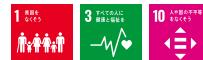
資料:みやぎのデータヘルス推進事業データ集(各年度)

(R元年度のみ速報値)



生活習慣病予防を目的として実施する特定健康診査

施策21 低所得者福祉等の充実



- ①生活困窮者の自立支援のため、年金や各種手当等の社会保障制度の適正な活用を図るとともに、充実した相談と課題解決に向けた支援に取り組みます。
- ②多様化する生活相談ニーズへ対応するため、ハローワークなど関係機関と連携を図り、自立に向けた支援に取り組みます。

施策22 生活保護支援



- ①生活保護費の適正な給付を行うため、きめ細かな面接相談等により要保護者の実態把握に努めます。
- ②早期の経済的自立を図るため、ハローワークや関係機関と連携した就労活動支援事業の実施により、切れ目のない継続した支援に取り組みます。
- ③実情に即した支援を進めるため、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、充実した相談・支援を行います。

施策23 消費生活対策等の充実



- ①市民の深刻な消費者被害に対応するため、弁護士・司法書士との連携や相談員の能力向上を図るなど、消費生活相談体制の充実に努めます。
- ②多重債務や振り込め詐欺などを未然に防ぐため、消費者問題に関する出前講座を開催するなど啓発活動を推進します。

施策24 医療保険の適正な運用



- ①国民健康保険制度の適正かつ健全な運営を推進するため、制度の普及に努めるとともに、医療費の適正化、特定健康診査等の実施、国保税の収納率向上等に取り組みます。
- ②後期高齢者の健康保持と適切な制度運営を推進するため、制度の普及に努めます。
- ③障がいのある方や母子・父子家庭、子どもの受診機会の確保と経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担額を助成します。

施策25 国民年金制度の適正な運用



- ①確実な受給権を確保するため、国民年金制度の普及に努めるとともに、年金事務所と協力連携し相談業務の充実を図ります。

【関連条例・計画】

- 登米市国民健康保険条例
- 登米市国民健康保険特定健康診査等実施計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (R元年度)	目標 R7年度
生活保護率	人口1,000人当たりの生活保護受給者の比率(千分比)	%	8.67	8.01
生活保護から就労により脱却した延世帯数	就労による収入増加、及び就労開始に伴い生活保護が廃止となった延世帯数	世帯	16	60
国保特定保健指導実施率	特定健康診査受診により動機付け支援・積極的支援の対象とされた者のうち、動機付け支援・積極的支援の指導プログラムを実施した者の割合	%	6.4	17.0

政策の分野⑥ 防災・安全

個別政策 11 災害に強いまちづくりの推進

現況と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災や令和元年東日本台風に伴う大雨により、本市においても甚大な被害を受け、登米市民の尊い命や大切な財産が失われました。

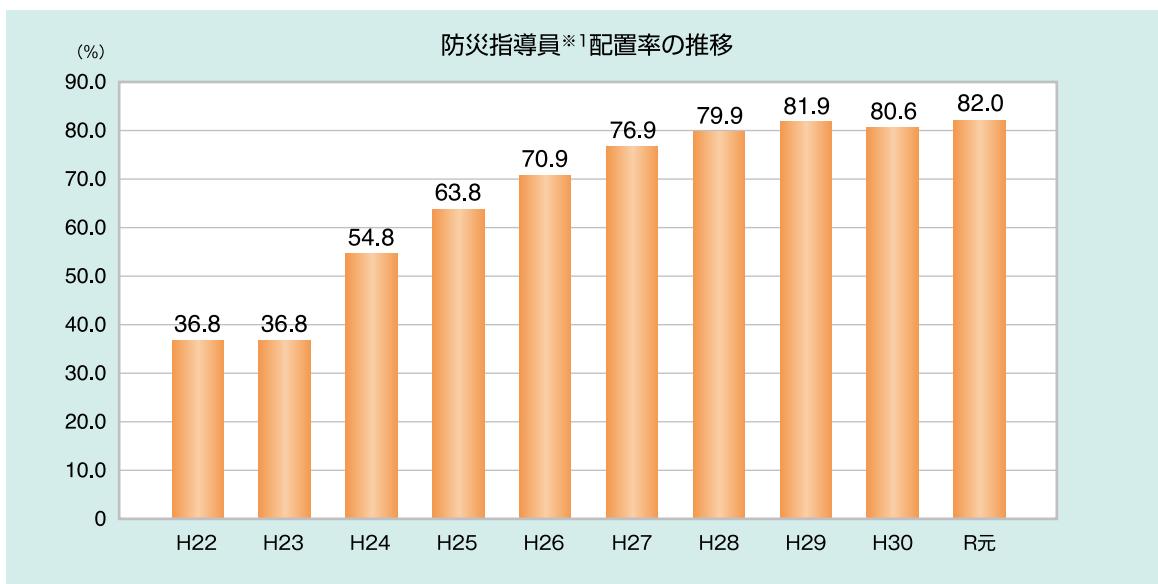
近年の自然災害は、特徴として予測困難で短時間のうちに甚大な被害が発生するものが多いこともあり、市民の防災に対する関心は一層高まっています。今後も行政・消防団・自主防災組織等の関係機関が一体となって、市民とともに災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

また、市民の防災上の知識や技術の向上を図りつつ、防災に対する意識をさらに高めていくため、情報提供の推進や市民自らが積極的に防災情報の収集を行うことの重要性について、啓発を進める必要があります。

今後の方向性

登米市民一人一人の防災意識の高揚を図りながら、各地域で組織されている自主防災組織の育成や自発的な防災活動を推進し、災害発生時における地域との連携・協力体制の強化、高齢者や障がい者などの要支援者・外国人への対応など、地域防災力の向上に取り組みます。

また、コミュニティレベルの計画である「地区防災計画」の作成を推進するとともに、地域の実情に合わせた地域防災マップの作成支援などを行いながら、災害に強い登米市の実現に取り組みます。



資料：登米市総務部 総務課調べ(各年度)

※1【防災指導員】：知事が認定する資格で、地域社会における防災活動の中心的な役割を担う方。

施策26 消防・防災対策の充実



- ①災害の未然防止や被害を最小限にするため、地域防災計画に基づき宮城県など関係機関と連携した事前対策の充実を図るとともに、原子力災害時における避難計画の実効性向上、洪水ハザードマップの見直しや必要に応じ避難所の変更などを行いながら、防災意識の高揚と地域防災力の向上を図ります。
- ②防災情報等を市民に迅速かつ正確に伝達するため、情報伝達手段の整備を進めます。
- ③災害に強いまちづくりを進めるため、災害時応援協定に基づき協定締結先との連携強化に努めるとともに、非常用食料や毛布等の備蓄品を確保し、災害時に迅速に対応できる体制整備を図ります。
- ④災害時における初動体制の確立を図るため、自主防災組織の初動対応訓練の実施やリーダー養成を推進します。
- ⑤避難行動要支援者^{※1}等の災害弱者の安全を確保するため、関係機関や自主防災組織等と連携し、避難支援体制の充実を図ります。
- ⑥消防車両、防火水槽等を整備計画に基づき整備を図り、市内に均衡ある防災体制を確立するとともに、地域の消防防災において重要な役割を担っている消防団員を確保するため、特に青年層や女性の加入を促進します。また、少子高齢化及び人口減少を見据え分団等の再編により適正かつ効率的な体制整備を図ります。
- ⑦住宅火災による死傷者を出さないため、婦人防火クラブなど関係団体と連携して住宅用火災警報器の適正設置を推進します。
- ⑧武力攻撃等への災害に対応するため、国民保護計画に基づき、市民に対する危機管理体制の充実を図ります。

○登米市地域防災計画
【関連条例・計画】 ○登米市国民保護計画
○登米市消防計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (R元年度)	目標
				R7年度
防災指導員配置率	自主防災組織のリーダーとなる防災指導員の配置割合	%	82.0	100.0
住宅用火災警報器適正設置率	住宅火災の早期覚知のための住宅用火災警報器の適正設置の割合	%	57.1	100.0



安全・安心の要、消防防災センター

※1 【避難行動要支援者】:要援護者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。

個別政策 12 安全なまちづくりの推進

現況と課題

本市では、これまで関係団体と連携した防犯・交通安全の啓発活動や施設の整備を進めてきた結果、犯罪の認知件数は減少傾向にありますが、振り込め詐欺等の特殊詐欺事件において手口が巧妙化しています。

また、交通事故件数についても減少傾向がありますが、死亡事故は依然として発生しているほか、近年では全国的に子どもが犠牲となる事故や、あおり運転、高齢ドライバーによる事故などが大きく報道されています。

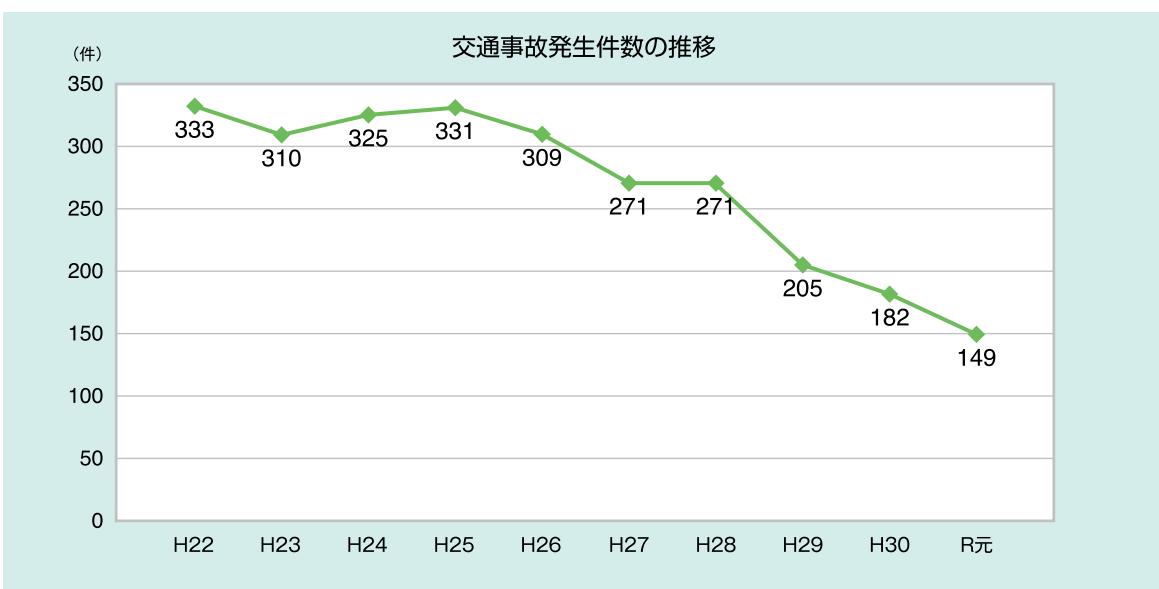
今後も家庭・地域・関係機関が一体となって防犯・交通安全体制の強化に努め、安全・安心で住み良い地域の環境づくりを進める必要があります。

今後の方向性

犯罪や交通事故のない安全安心な地域社会の実現に向けて、地域や関係団体等の自主的な活動を支援・促進し、地域ぐるみによる防犯・交通安全の推進に取り組みます。

市民一人一人が自主的な防犯活動を推進するとともに、「地域の安全は地域で守る」という市民意識を啓発し、地域住民の協力を得て、だれもが安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

市民一人一人が交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し習慣化するなど、交通死亡事故ゼロのまちづくりに取り組みます。



資料:登米市市民生活部 市民生活課調べ(各年)

施策27 防犯・交通安全対策の充実



- ①犯罪を抑止するため、防犯協会など関係機関等と連携した防犯活動を実施するとともに、広報紙やメール配信サービス等を活用した防犯情報の提供と防犯意識の啓発を図ります。
- ②交通事故の防止や子どもの安全確保のため、地域の見守り活動や交通安全協会など関係機関等と連携した街頭活動を行うとともに、交通ルールやマナーの啓発、高齢者の事故防止のための交通安全教室等を実施し、交通安全思想の普及を図ります。
- ③夜間における犯罪等の発生を未然に防止するため、防犯灯の整備を進めます。
- ④交通死亡事故等の重大事故の発生を防止するため、カーブミラー等の交通安全施設の整備を進めます。

【関連条例・計画】 ○登米市防犯指導員条例
○登米市交通安全指導員条例

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績	目標
			(R元年度)	R7年度
刑法犯認知件数	警察が把握した登米市内における刑法等の犯罪件数	件	282	252
交通事故発生件数	警察が把握した登米市内における人身交通事故件数	件	149	132



交通事故発生防止に向けて、団体が実施する街頭啓発活動